

# 空家等対策計画策定業務委託に係る

## プロポーザル募集要項

### 1 委託業務名

空家等対策計画策定業務

### 2 事業目的

本業務は、空家等実態把握調査で確認した空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画を策定するとともに、計画推進体制を整備することで、総合的かつ計画的に対策を行うことを目的とする。

この要領は本業務の実施にあたり、本町の魅力向上や地域の活性化を図るための業務全般に対する技術的・人的能力を持ち、より高いノウハウと意欲を持つ委託先を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

### 3 委託業務内容

空家等対策の推進に関する以下の業務

- ① 空家等利活用施策の提案
- ② パブリックコメントの取りまとめ及び方針案の作成
- ③ 空家等対策計画案の作成
- ④ 空家等対策協議会（仮称）の設立準備等に係る事務
- ⑤ その他（空家等の対策の推進に関する）一般的事項

詳細は「空家等対策計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

### 4 契約期間

契約締結日 ～ 令和2年3月31日（火）

### 5 提案上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

なお、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

### 6 事業者の選定

契約事業者は、次項の条件を満たす事業者を対象とした公募型プロポーザル方式により決定する。募集は、本町ホームページに掲載することにより公表する。

## 7 参加資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たすもの。

- (1) 平成31年度の島本町入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている者であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。  
契約を締結する能力を有しない者とは次の者をいう。  
ア 成年被後見人  
イ 被保佐人  
ウ 被補助人（但し、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）  
エ 未成年者で営業の許可を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過していない者でないこと。
- (4) 過去に空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づく空家等対策計画作成に係る業務実績があること。
- (5) 本業務を実施するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者、また島本町暴力団排除条例（平成26年条例第8号）第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。

## 8 スケジュール

項目	日程
募集要項の配布開始	令和元年5月15日（水）
参加表明書等の提出期限	令和元年5月27日（月）17時30分
質問票の提出期限	令和元年5月31日（金）17時30分
質問書回答日	令和元年6月7日（金）
企画提案書等の提出期限	令和元年6月18日（火）17時30分
審査	令和元年7月1日（月）
選考結果の通知	7月上旬
委託契約締結	7月中旬

## 9 選定手続

### （1）参加表明書等の提出

- ア 提出書類  
参加表明書（様式1）  
誓約書（様式2）  
空家等対策計画作成に係る業務実績（様式3）
- イ 提出期限  
令和元年5月27日（月）17時30分までに必着
- ウ 提出方法  
持参又は郵送

## (2) 質問票の提出

### ア 提出書類

質問票（様式4）

### イ 提出期限

令和元年5月31日（金）17時30分までに必着

### ウ 提出方法

FAX、メール ※質問がない場合でも質問票に「質問なし」と記載し、提出すること。

なお、質問票を提出できるのは、参加表明書を提出した者に限る。

### エ 回答

令和元年6月7日（金）に当課よりメールで全参加者にプロポーザルに関する質問回答書（様式5）を送付する。

なお、質問がなかった場合は、回答は行わない。

## (3) 企画提案書等の提出

### ア 提出書類

企画提案申請書（様式6）

委託業務全般に関する企画提案書（任意様式）

委託業務全般に関する説明、アピールしたい点などを簡潔にまとめたもの。

会社の主要業務実績、同種業務実績等について（様式7）

業務実施体制等を示す書面（様式8、様式9）

事業実施スケジュール（任意様式で、パブリックコメント実施のため、30日以上の意見提出期間を考慮したものであること）

見積書（任意様式）

### イ 提出期限

令和元年6月18日（火）17時30分までに必着

### ウ 提出部数

正本1部と副本10部（計11部） ※副本は複写可

### エ 提出方法

郵送又は持参

## 10 審査

別途設置する「空家等対策計画策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、選定基準に基づき審査する。

なお、提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評点が6割以上であれば委託候補者とする。

提案の採否は郵送で通知する。なお、審査結果は公表するが、審査点数及び不採用提案の企画提案書については公表しないとともに、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

### プレゼンテーション審査

#### (1) 実施日

令和元年7月1日（月） ※時間及び場所は別途通知

#### (2) 実施方法

- ・事業者ごとに提案内容について15分以内でのプレゼンテーションとし、10分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加提案や追加資料は認めない。

- ・説明者は3名までとし、質問に適切に対応できる実務担当予定者が説明すること。
- ・パソコン・プロジェクタ・スクリーンは町が手配する。  
使用するデータは、6月26日（水）までに町に提出すること。

## 1.1 辞退

参加表明書の提出後の辞退については、令和元年6月19日（木）17時30分までに、辞退届を提出すること（任意様式）。

## 1.2 契約

審査により選定された事業者は、本町の契約手続きを経て契約を締結する。協議が整わない場合は、次点者と協議を行うこととする。

## 1.3 その他の留意事項

- ・選考、審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- ・本町は郵便及び電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- ・本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。
- ・選定された成果物にかかる著作権は、本町に帰属する。
- ・応募に当たり作成するデザイン案等で使用する素材については、著作権や肖像権等の許諾関係は全て事業者の責任において適切に処理すること。
- ・業務に関して知りえた一切の情報について、第三者に開示し、または漏えいすることを禁じる。  
なお、契約終了後においても同様とする。
- ・この実施要項に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、本町及び受託者で協議して処理する。

## 問合せ及び書類提出先

**島本町 都市創造部 都市計画課**  
〒618-8570  
大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL : 075-962-0360  
FAX : 075-961-6298  
Mail : keikaku@shimamotocho.jp